

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-1	区分	意見
項目	年次報告書における点検・評価の基準の見直し			報告書 ページ	27
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境総室環境政策課		
意見内容	<p>毎年甲府市専用ウェブサイトでも報告される「第二次甲府市環境基本計画年次報告」では環境基本計画の個別目標毎の取組方針の達成状況について点検・評価を4段階で評価している。</p> <p>すなわち「年度目標値を達成している」場合は評価「◎」、「年度目標値との差が年度目標値の50%以内である」場合は評価「○」、「年度目標値との差が年度目標値の50%を超えている」場合は評価「△」、また、「推進していない」場合は評価「×」としている。</p> <p>当該評価は環境基本計画策定時、環境審議会やパブリックコメントにて、意見を聞いた上点検・評価の基準を決定したとのことであるが、令和2年度の取組方針に対する評価が合計43件のうち「◎」評価が21件、「○」評価が15件と大半が「○」以上となっていること、75%未満達成は最低の評価とする他の市の事例もあることから、他の市町村の評価基準も参考にしつつ、次回の環境基本計画見直しの令和4年からはより厳しい評価基準の導入を検討することも考えられる。</p>				
措置内容	<p>令和4年度に策定した「第三次甲府市環境基本計画」では、環境審議会において、これまでの「◎」「○」「△」「×」の4段階評価によらない方法も含め、評価方法を検討していくこととした。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	II-4	区分	指摘
項目	浄化槽定期検査の未受検			報告書 ページ	36
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室環境保全課		
指摘内容	<p>浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理を行うことが求められるため、浄化槽法第11条は定期検査を実施することを定めている。定期検査は主に保守点検及び清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを判断するために行うものであり、浄化槽管理者は毎年1回受検することになっている。</p> <p>令和元年度における甲府市の11条検査受検率は、全体ベース（単独処理浄化槽含む）26.84%、合併処理浄化槽のみでは44.35%であり、令和2年度の11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）27.04%、合併処理浄化槽のみでは45.18%であり、受検率は近年堅調に増加しているものの、依然として低い水準にある。</p> <p>環境省のウェブサイト（※）の「令和元年度における都道府県別浄化槽の設置状況等」において令和元年度の全国平均及び都道府県毎の11条検査受検率が公表されているが、全国平均11条検査受検率は全体ベース（単独処理浄化槽含む）43.8%、合併処理浄化槽のみでは62.2%となっており、甲府市は全国平均を下回っている。</p> <p>このような状況の下、甲府市は受検率向上のため未受検者を対象に訪問による受検指導を令和2年度に1,943件（令和元年度2,007件）に対して行うほか、浄化槽の適切な維持管理に係るチラシ配布等で周知を行っている。</p> <p>甲府市は公共下水道の普及が低く浄化槽利用者が多いため受検率が低くなる傾向にあるものの、受検率向上の指導・周知を引き続き実施するとともに、他の市町村の受検率向上の取組方針も参考とし、また、長期間未受検で悪臭を放し苦情がある場合等の悪質な事例では浄化槽法第66条の2による罰則適用の必要性の検討も必要である。</p>				
措置内容	<p>受検率向上のため、引き続き未受検者を対象とした訪問による受検指導や浄化槽の適切な維持管理に係る周知をチラシ配布等で行っている。</p> <p>また、受検率向上は全県下の課題でもあり、関係団体等（一般社団法人山梨県浄化槽協会、一般社団法人山梨県管工事協会、山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会、山梨県環境整備事業協同組合、甲府市、山梨県）で構成する山梨県所管の「山梨県浄化槽適正処理促進協議会」において受検率の高い他県の取り組み事例などを参考に取り組みを協議しており、本市としても山梨県や協議会と連携しながら方策を検討中である。</p> <p>なお、長期間未受検で悪臭を放ち苦情がある場合等の悪質な事例については、管理者に対して厳しく指導を行っているところであるが、これに従わない場合は浄化槽法に基づく罰則も視野に引き続き対応していく。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-3	区分	意見
項目	行政財産目的外使用に伴う光熱水費の負担(担当課としては総務課)			報告書 ページ	51
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市資源回収協同組合を含む次の事業者（全6団体）に対し、甲府市が保有するなでしこ工房及び車庫棟の一部について、甲府市行政財産使用料条例第4条第4号に基づき、使用料を免除し、使用許可を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲府市資源回収協業組合 ・甲府市環境事業協同組合 ・甲府市廃棄物協業組合 ・甲府市廃棄物事業協同組合 ・全日本同和会山梨県連合会 ・甲府同和事業推進委員会 <p>使用に伴い発生する水道代、電気代、ガス代について、甲府市が負担し、使用者に対して請求していない。これらの実費相当額について、甲府市において負担する根拠はなく、公平性の観点から使用者に請求を行うべきである。</p> <p>また、他の地方公共団体では、公有財産規程等に「行政財産を目的外使用することに伴い発生する光熱水費等について、使用者の負担とする」旨を明記しているケースもあるが、甲府市においては、光熱水費の取扱いを定めていない。他の地方公共団体の例を参考に、光熱水費の取扱いについて、条例・規程等に明記することも検討されたい。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	<p>なでしこ工房の光熱水費については、各団体の面積按分等により負担額を試算し、本庁舎における団体の光熱水費の取り扱いも参考にしながら検討していく。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-5	区分	意見
項目	ごみ有料化の検討			報告書 ページ	60
措置状況	現状維持	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市では、ごみ処理手数料を徴収しない指定袋制度を採用している。</p> <p>しかし、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針において、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化されている。</p> <p>甲府市においても、排出抑制、資源リサイクルの推進、排出量に応じた負担の公平化、市民の意識改革、財政負担の軽減という観点から、ごみ処理手数料を上乗せした指定ごみ袋（ごみ有料化）の導入を検討されたい。</p>				
措置内容	<p>3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、甲府市廃棄物減量等推進審議会へ「家庭ごみの発生抑制と資源リサイクルの推進を図るための効果的な施策」について諮問を行っている。</p> <p>審議会において、生ごみ処理器「キエーロ」の普及やごみの分別の徹底など、既存のごみ減量施策を更に推進して、それでもなお、目標とするごみ排出量に達しない場合は、ごみ有料化についての検討をするとの意見が出ているので、それまでは現状維持とする。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	III-6	区分	意見
項目	ごみ処理原価の算定方法の見直し(担当課としては総務課)			報告書 ページ	62
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>ごみ処理原価の算定方法について、甲府市の独自方法を採用している。</p> <p>算定方法について、ごみ処理原価の適切な把握、他市町村との比較可能性を確保する観点等から、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づく算定方法を採用することを検討すべきである。</p> <p>※なお、担当課は総務課となるので、同課において検討されたい。</p>				
措置内容	<p>ごみ処理原価については、環境省が公表している一般廃棄物会計基準に基づく算定方法により算定することとした。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-10	区分	意見
項目	指定管理者に対する月例モニタリング項目の検討			報告書 ページ	69
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>甲府市リサイクルプラザの指定管理者に対し行う月例モニタリングは、「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に定める「指定管理者モニタリングシート」を使用している。「指定管理者モニタリングシート」は、計41項目の確認事項があるが、月例モニタリング時に確認していない項目も存在する。確認していない項目についても、モニタリングシートの適否欄には「○」が記載されており、毎月、確認しているかのような記載となっている。</p> <p>モニタリング項目について項目自体の必要性、効果的かつ効率的な確認頻度を検討し、甲府市リサイクルプラザの規模や実態にあった実行性のあるモニタリングシートを用いて、月例モニタリングを実施することを検討されたい。</p>				
措置内容	モニタリングシートについては、項目の一部を改正し、甲府市リサイクルプラザの実態にあった実行性のある内容とした。月例モニタリングについては、月例報告に基づき行っている。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	Ⅲ-11	区分	意見
項目	甲府市リサイクルプラザの設置目的の検討			報告書 ページ	70
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ減量課		
意見内容	<p>熱源が隣接するごみ処理施設の余熱からガスに切り替わったことや、ごみ処理施設自体が移転したことから、「環境総合教育施設」としての意義が薄れてきていると考えられる。</p> <p>環境総合教育施設という設置目的を掲げた状態では、指定管理者の自主事業が環境教育に関するものだけに限定される。環境教育に限定せず、広く市民のニーズに合わせ施設を活用するため、設置目的を見直すことを検討されたい。</p>				
措置内容	リサイクルプラザは、「環境総合教育施設」及び「健康増進施設」として条例で定められており、施設利用者のニーズ等を考慮し、指定管理者の自主事業については、環境教育を中心に健康増進に関する事業も行っている。また、令和5年度には、水素エネルギー等の普及啓発、利活用のための「こうふグリーンラボ」をプラザ内に開設し、環境総合教育施設としての新たな拠点としての役割を担う予定である。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-3	区分	意見
項目	ごみ収集運搬コストの低減努力			報告書 ページ	79
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	限りある予算の中でごみの収集運搬コストの低減努力が不可欠である。条件付きの一般競争入札の導入や、ごみ処理原価について人口規模や産業構造が類似している市町村と比較し、コスト面で優れた市町村の取組事例を導入することを検討されたい。				
措置内容	国からの通知により本市の収集運搬業務については、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性から業務の確実な履行が重視されることから、随意契約により委託業者を選定している。コスト低減については、ステーション方式による収集形態であることや人口及び都市構造が本市と類似している都市について、引き続き取組状況を調査・研究を行っていく。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-4	区分	意見
項目	委託設計価格における間接経費の妥当性の検証			報告書 ページ	80
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	より精緻な予定価格となるように、委託先の決算書を分析し、予定価格における間接経費の水準が妥当であるかを検討すべきである。				
措置内容	すべての委託先から決算書を提出させ内容の確認を行ったところであり、今後は庁内委託業務における間接経費の水準も参考に、引き続き、決算書の内容を分析し、間接経費の水準について検討をしていく。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-5	区分	意見
項目	業務実施報告及び設計価格の確認			報告書 ページ	80
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	委託先からの業務実施報告の内容が契約内容と整合しているかを確認し、報告書の記載方法が不十分であれば改善させるべきである。また、委託先の稼働状況が契約内容と整合していない場合は、契約内容及び予定価格設計内容を実態に合うように変更すべきである。				
措置内容	委託業者より業務の走行距離、収集量などの報告書を提出させ、検証を行っているところであり、引き続き、予定価格設計内容との整合について、実態に見合った設計価格の検証を行う。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-6	区分	意見
項目	委託先での外注支出の妥当性確認			報告書 ページ	81
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	委託者として委託先の経営実態を詳細に把握し、委託先で委託業務に不必要な支出がないかを十分に検証する必要がある。その上で、委託先の実態に見合った委託料で契約すべきである。				
措置内容	委託先と委託に関するヒアリングは行っており、引き続き、詳細な経営実態の把握に努める。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	IV-8	区分	意見
項目	委託料単価の再設計			報告書 ページ	83
措置状況	取組中	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	現在の委託料が実態に即しているかを十分に検討すべきであり、例えば燃えるごみ・燃えないごみの収集運搬委託料と同様に人件費・車両費等を積み上げる方法も考えられる。委託料の設計に際しては、ルート間での公平性も考慮し、排出量当たりの委託料単価、居住人口当たりの委託料単価、走行距離当たりの委託料単価等の指標も検討対象にするのが望ましい。				
措置内容	委託料単価の設計基礎である居住人口の調査は行ったところであり、今後は、走行距離や隔年で行っている排出量調査を行い、委託料単価等について検証を行っていく。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-2	区分	意見
項目	旧衛生センターの施設撤去又は利活用の方針決定の必要性			報告書 ページ	98
措置状況	検討中	所管部課	環境部環境総室総務課		
意見内容	旧衛生センターは業務廃止して現在液移送減容化処理及び貯留槽清掃業務を行っている。これらの業務が完了後の施設撤去又は利活用の方針が決定されていない。早急に決定すべきである。大里第一団地地域し尿処理施設のような未利用不動産にしないことを望む。				
措置内容	旧衛生センターの撤去については、多額の費用が必要となることから、民間事業者等と意見交換しながら、現在の施設を活かした活用方法について検討している。				
措置通知日	令和5年8月29日				

監査テーマ	環境行政に係る財務事務の執行について				
監査年度	令和3年度	番号	V-4	区分	意見
項目	立会検査後の指導の充実			報告書 ページ	104
措置状況	措置済み	所管部課	環境部環境対策室ごみ収集課		
意見内容	<p>立会検査時に継続して確認が必要とした事業所には定期的に視察を行っている。しかし、不法投棄は件数が多く、申出があれば立会検査に行くとしている。その上、立会検査後は廃棄を行うべき行為者が不明なことも多いことから追加対応をあまり行っていない。県外他市ではパトロールの実施や監視カメラの設置及び不用品回収業者等の無許可業者への指導など不法投棄等防止対策の強化をしている例もあり、不法投棄を防止するための対策を強化することが望まれる。</p>				
措置内容	<p>立会検査について排出者が特定できているものは、排出者が適正処理をするまで、職員による指導及び定期的なパトロールを行っている。また、不法投棄対策については、令和元年度より採用した産業廃棄物担当の警察OB職員によるパトロール及び一般廃棄物担当職員による不法投棄パトロールの連携により防止対策の強化に努めている。</p>				
措置通知日	令和5年8月29日				